

広島市告示第314号

令和7年6月5日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 (仮称) ガリバー広島市安佐南区店
 - (2) 所在地 広島市安佐南区緑井六丁目17-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社清水観光
代表取締役 清水 計年
広島市中区舟入南四丁目15番13号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社IDOM
代表取締役 羽島 祐介
東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和8年1月31日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,723平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
別紙のとおり。
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
別紙のとおり。
- 8 届出年月日
令和7年5月30日
- 9 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課
 - (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区市民部区政調整課

1 0 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和7年6月5日から同年10月5日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

1 1 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

1 2 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和7年10月5日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
建物北側	17 台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
-	0 台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
建物北西側	60.0 m ²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
建物内南東側	24.18 m ³

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備 考
株式会社 IDOM	午前 10 時 00 分	午後 8 時 00 分	-

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No. (建物配置図上に記載の番号)	駐車可能時間帯
駐車場	午前 9 時 30 分～午後 8 時 30 分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No. (建物配置図上に記載の番号)	出入口の数	位 置
駐車場	3 箇所	出入口①:敷地西側 出入口②:敷地北側 出入口③:敷地北側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No. (建物配置図上に記載の番号)	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分